

1. 名義変更をした場合の経理処理 (所得税基本通達 36-37)

一部の商品において契約日が2019年7月8日以降の法人契約で最高解約返戻率が50%を超えるご契約について、2021年7月1日以降に法人から個人または法人から法人へ名義変更をした場合は、当ページに記載の保険契約の価額の評価方法と考え方が異なることがあります。P64～P65をあわせてご参照ください。

1. 法人契約から個人契約への名義変更 (役員・従業員が退職した場合等)

契約者変更同時
受取人変更

(例) 終身保険の場合

	[変更前]	[変更後]
契約者……………	法人	役員・従業員
死亡保険金受取人……………	法人	役員・従業員の遺族

保険契約上の全ての権利を役員・従業員に譲渡することになるため、保険料積立金、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩してください。

譲渡される保険契約の価額は、変更時の解約払戻金相当額*1(配当金を含む)です。

この金額は法人の退職金規程等の範囲内であれば原則として他の退職金とともに損金に算入できますが、被保険者が役員等の場合、その人の地位・在任期間・客観的な状況からみて明らかに過大とみなされる場合には、退職金のうち過大部分については損金算入を否認される場合がありますのでご注意ください。

また資産の取崩額と譲渡される権利の価額との差額は、雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

*1 年金開始後に年金受取人を法人から個人に変更する場合、譲渡される保険契約の価額は変更時の年金受給権評価額となります。年金受給権評価額とは次に掲げる金額のうちいずれか多い金額です。

- ①解約払戻金額(配当金などが支払われる場合には、これらの金額が加算された金額)
- ②年金に代えて受取ることができる一時金の金額
- ③年金年額の1年あたりの平均額×複利年金現価率(残存期間または余命年数に応ずるもの)

例 従業員の退職に伴い会社の退職金規程等により退職金として現金1,000万円(源泉所得税控除前)と会社契約の同人の生命保険(終身保険)を本人に名義変更のうえ交付した。このとき、積立配当金を含めた解約払戻金相当額は300万円とする。なお、名義変更前の保険料積立金は290万円、配当金積立金は20万円とする。

例 会社契約の生命保険(保険期間が終身の入院総合保険)を保険料払込満了後に、退職以外の事由により本人に無償で名義変更のうえ交付した。このとき、解約払戻金は20万円、配当金積立金は1万円とする。(なお、記載の例は被保険者1名あたりの当該事業年度の支払保険料が30万円以下の場合)

借方		貸方	
退職金	1,300万円	当座預金	××万円
雑損失	10万円	保険料積立金	290万円
		配当金積立金	20万円
		預り金*2	××万円

*2 この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため××万円と表示しております。

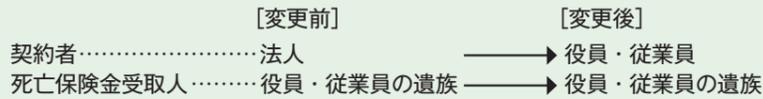
借方		貸方	
給料・報酬	21万円	配当金積立金	1万円
		雑収入	20万円

(注)名義変更時に、支払保険料を資産計上している金額がある場合には、その前払保険料・保険料積立金を取崩し、解約払戻金相当額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

第一章
各保険種類における
経理処理各保険種類における
経理処理のまとめ当社商品における税務の
取扱いについて1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障がい保障]の経理処理1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム)
の経理処理1-3. ⑥みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理2-2. ⑩みらいのカタチ[新3
大疾病保障・死亡保
障100%型(終身)・介護
保障(終身)]の経理処理2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理2-6. ⑭低解約払戻金型長
寿
生存保険(グランエイ
ジ)の経理処理第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)2. 契約貸付に関する
経理処理3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理8. 払済保険に変更した
場合の経理処理9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理第三章
根拠基本通達・個別通達

契約者のみ 変更

(例)終身保険の場合



保険料については、すでに給料・報酬として経理処理されているため、特段の経理処理は発生しません。ただし、変更時に配当金積立金に資産計上額があれば、それを取崩し、損金に算入してください。

例 従業員の退職に伴い会社契約の生命保険（終身保険）を本人に名義変更のうえ交付した。名義変更前の配当金積立金の資産計上額は40万円であった。

	借方		貸方
退職金	40万円	配当金積立金	40万円

<参考> 法人から個人へ有償譲渡をした場合

譲渡される保険契約の価額は、変更時の解約払戻金相当額(配当金含む)です。

例 会社契約の生命保険を、個人に300万円で譲渡し名義変更をした。このとき、積立配当金を含めた解約払戻金相当額は300万円とする。なお、名義変更前の保険料積立金は290万円、配当金積立金は20万円とする。

	借方		貸方
当座預金	300万円	保険料積立金	290万円
雑損失	10万円	配当金積立金	20万円

なお、2018年1月1日以後に契約者変更があった契約の一時金支払時に発行される支払調書は、以下のように「直前の保険契約者等」「契約者変更の回数」などの欄内にその旨が記載されたものとなっております。

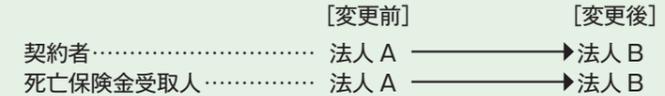
(所得税法施行規則 別表第五(十一))

令和		年分		生命保険金等の一時金の支払調書			
保険金等受取人				氏名又は名称 個人番号又は法人番号			
保険契約者等 (又は保険料等払込人)	住所 (居所) 又は 所在地			氏名又は名称 個人番号又は法人番号			
被保険者等				氏名又は名称			
直前の保険契約者等				氏名又は名称			
保険金額等	増加又は割増保険金額等	未払利益配当金等	貸付金額、同未収利息				
千円	千円	千円	千円				
未払保険料等	前納保険料等払戻金	差引支払保険金額等	既払保険料等	(内)			
千円	千円	千円	千円				
保険事故等		保険事故等の発生年月日	年月日				
保険等の種類		保険金等の支払年月日	年月日				
契約者変更の回数							
保険会社等	所在地						
	名称		法人番号				

2. 法人間の名義変更 (役員・従業員が他の法人に転籍した場合等)

契約者変更同時 受取人変更

(例)終身保険の場合



【転出法人(法人 A)の経理処理】

保険契約の譲渡代金を法人Bから受入れ、保険料積立金、前払保険料、配当金積立金の資産計上額を取崩してください。この際、資産の取崩額と譲渡代金との差額を雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

※ただし、譲渡代金より変更時の保険契約の価額(解約払戻金 + 積立配当金)が大きい場合、その差額については、税務上寄附金とされる可能性がありますのでご注意ください。

【転入法人(法人 B)の経理処理】

保険契約の譲渡金額を支払い、変更時の保険契約の価額を資産に計上(解約払戻金額は保険料積立金・前払保険料、積立配当金は配当金積立金に計上)してください。また、譲渡代金と資産計上額との差額は雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

※ただし、譲渡代金より変更時の保険契約の価額が大きい場合、その差額については、税務上受贈益として認定される可能性がありますのでご注意ください。

例 役員が法人 A から法人 B に転籍した。これに伴い法人 A が契約した同人の生命保険(終身保険)を法人 B に300万円で譲渡し、名義変更をした。このとき、積立配当金を含めた解約払戻金相当額は300万円とする。なお、名義変更前の保険料積立金は290万円、配当金積立金は20万円とする。

<法人 A の経理処理>

	借方		貸方
当座預金	300万円	保険料積立金	290万円
雑損失	10万円	配当金積立金	20万円

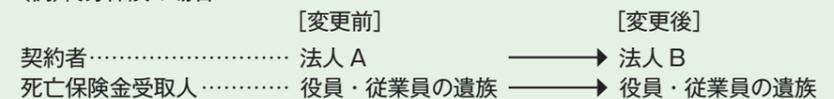
<法人 B の経理処理>

	借方		貸方
保険料積立金	280万円	当座預金	300万円
配当金積立金	20万円		

※名義変更後の経理処理については、P63「3. 個人契約から法人契約への名義変更」にならって経理処理を行ってください。

契約者のみ 変更

(例)終身保険の場合



【転出法人(法人 A)の経理処理】

保険契約の譲渡代金を法人Bから受入れ、配当金積立金の資産計上額を取崩してください。また、配当金積立金の取崩額と譲渡代金との差額は雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

※ただし、譲渡代金より変更時の配当金積立金取崩額が大きい場合、その差額については、税務上寄附金とされる可能性がありますのでご注意ください。

【転入法人(法人 B)の経理処理】

保険契約の譲渡代金を支払い、変更時の積立配当金額を資産に計上してください。また、譲渡代金と資産計上額との差額は、雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

※ただし、譲渡代金より変更時の配当金積立金取崩額が大きい場合、その差額については税務上受贈益として認定される可能性がありますのでご注意ください。

例 役員が法人 A から法人 B に転籍した。これに伴い法人 A が契約した同人の生命保険(終身保険)を法人 B に100万円で譲渡し、名義変更をした。譲渡時の法人 A における配当金積立金の資産計上額は100万円とする。

<法人 A の経理処理>

	借方		貸方
当座預金	100万円	配当金積立金	100万円

<法人 B の経理処理>

	借方		貸方
配当金積立金	100万円	当座預金	100万円

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における 経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障害保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

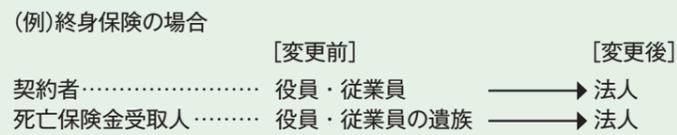
10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

3. 個人契約から法人契約への名義変更 (個人事業を法人化した場合等)

契約者変更同時 受取人変更



保険契約上の全ての権利を会社が役員・従業員から解約払戻金相当額(配当金を含む)で買取るようになります。解約払戻金額および積立配当金額をそれぞれ資産(保険料積立金・前払保険料・配当金積立金)に計上してください。

例 役員が個人で契約している生命保険(終身保険)の契約者および死亡保険金受取人を会社に変更し、法人契約とした。このとき、解約払戻金 380 万円、配当金積立金は 20 万円とする。

	借方	貸方	
保険料積立金	380万円	当座預金	400万円
配当金積立金	20万円		

※当社では、保険料や解約払戻金の変動を伴う手続き、ご契約者の変更、その他契約内容のご照会の際に、保険料内訳明細書を発行します。名義変更後の支払保険料については、保険料内訳明細書に記載の「毎回払込む保険料」、「最高解約返戻率」、「タイプ」を参考に経理処理を行ってください。
※2019年7月8日以降にご契約いただいた契約(保険期間が終身の入院総合保険およびがん医療保険については2019年10月8日以降の契約)について名義変更を行った場合の取扱いです。

<参考> 法人Aから法人Bへ無償譲渡をした場合

【転出法人(法人A)の経理処理】

資産に計上している保険料積立金、前払保険料、配当金積立金を取崩すとともに、解約払戻金相当額(配当金を含む)を寄附金として損金に算入してください。(ただし、損金算入には限度がありますので、ご注意ください。) また、資産の取崩額と解約払戻金相当額との差額を雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

【転入法人(法人B)の経理処理】

解約払戻金相当額(配当金を含む)を雑収入とし、解約払戻金額は保険料積立金・前払保険料、積立配当金は配当金積立金として資産に計上してください。

例 役員が個人で契約している生命保険(終身保険)を他の法人(法人B)に無償譲渡した。このとき、積立配当金を含めた解約払戻金相当額は 100 万円とする。なお、名義変更前の保険料積立金は 130 万円、配当金積立金は 20 万円とする。

<法人Aの経理処理>

	借方	貸方	
寄附金	100万円	保険料積立金	130万円
雑損失	50万円	配当金積立金	20万円

<法人Bの経理処理>

	借方	貸方	
保険料積立金	80万円	雑収入	100万円
配当金積立金	20万円		

※2010年10月1日以降に、法人による完全支配下にあるグループ内の法人間で行われる無償譲渡は、転出法人については、寄附金の全額損金不算入(法37②)、転入法人については、雑収入の全額益金不算入(法25の2)とされます。

<参考> 個人から法人へ無償譲渡をした場合

解約払戻金相当額(配当金を含む)が贈与されたこととなりますので雑収入として益金に算入してください。

例 役員が個人で契約している生命保険(終身保険)の契約者および死亡保険金受取人を会社に変更し、法人契約とした。このとき、解約払戻金 80 万円、配当金積立金は 20 万円とする。

	借方	貸方	
保険料積立金	80万円	雑収入	100万円
配当金積立金	20万円		

【所得税基本通達の一部改正について】

以下の商品において契約日が2019年7月8日以降の法人契約で最高解約返戻率が50%を超えるご契約について、2021年7月1日以降に名義変更をした場合は、名義変更時の資産計上額累計で評価をすることがあります。

<対象商品>

長期定期保険、傷害保障重点期間設定型長期定期保険、逡増定期保険、定期保険、3大疾病保障保険(有期・終身)、生存給付金付定期保険、新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)(有期・終身)、介護保障保険(有期・終身)、身体障がい保障保険

※3大疾病保障保険(終身)、新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)(終身)、介護保障保険(終身)については、支払った保険料の全額を資産に計上している場合、これまでどおり名義変更時の解約払戻金相当額(配当金を含む)で評価して構いません。

【名義変更時の具体的な評価方法】

名義変更により譲渡される保険契約の

- 1 名義変更時の解約払戻金相当額(配当金を含む)(以下、「名義変更時解約払戻金額」という。))と、
- 2 名義変更時の資産計上額累計(以下、「名義変更時資産計上額」という。))の70%に相当する金額とを比較し、2の方が大きい場合は、「名義変更時資産計上額」で評価をします。

※ここでの「名義変更時資産計上額」とは、法人税基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額をいい、預け金などで処理した前納保険料の金額、未収の剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額を加算した金額をいいます。

【今般の通達改正に関する補足】

- 対象となる名義変更
 - ・法人から個人への名義変更、法人から法人への名義変更(個人から個人、または個人から法人への名義変更については対象となりません。)
 - ※「法人」には個人事業主を含みます。
- 今後の見直しの方針
 - ・パブリックコメントによると今回の見直しの対象は、法人税基本通達9-3-5の2の適用を受ける保険契約等に関する権利としていますが、法人税基本通達の他の取扱いにより保険料の一部を前払保険料に計上する「解約返戻率の低い定期保険等」及び「養老保険」などについては、保険商品の設計などを調査したうえで、見直しの要否を検討される旨が公表されています。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における 経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

- 1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③逡増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理
- 1-2. ④長期定期保険(ジャストチーム)の経理処理
- 1-3. ⑤みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理
- 1-4. ⑥みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理
- 1-5. ⑦みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理
- 2-1. ⑧みらいのカタチ[終身]の経理処理
- 2-2. ⑨みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理
- 2-3. ⑩みらいのカタチ[養老]の経理処理
- 2-4. ⑪みらいのカタチ[年金]の経理処理
- 2-5. ⑫みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理
- 2-6. ⑬低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更した場合の経理処理(所得税基本通達 36-37)
2. 契約貸付に関する経理処理
3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理
4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理
5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理
6. 保険金額等を減額した場合の経理処理
7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理
8. 払済保険に変更した場合の経理処理
9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理
10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理
11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

2. 契約貸付に関する経理処理(保険金受取人が法人の場合)

1. 「名義変更時解約払戻金額」が「名義変更時資産計上額」の70%に相当する金額以上の場合の例

契約者変更同時
受取人変更

(例)長期定期保険の場合

	[変更前]	[変更後]
契約者	法人	役員・従業員
死亡保険金受取人	法人	役員・従業員の遺族

保険契約上の全ての権利を役員・従業員に譲渡することになるため、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩してください。譲渡される保険契約の価額は、この場合、変更時の解約払戻金相当額(配当金含む)です。この金額は、法人の退職金規程の範囲内であれば原則として他の退職金とともに損金に算入できますが、被保険者が役員等の場合、その人の地位・在任期間・客観的な状況からみて明らかに過大とみなされる場合には、退職金のうち過大部分については損金算入を否認される場合がありますので、ご注意ください。

また資産の取崩額と譲渡される保険契約の価額との差額は、雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 役員の退職に伴い会社の退職金規程により退職金として、会社契約の同人の生命保険(長期定期保険)を本人に名義変更のうえ交付した。このとき、名義変更時資産計上額は2,000万円(=前払保険料1,800万円+配当金積立金200万円)、名義変更時解約払戻金額は3,000万円とする。

	借方	貸方
退職金	3,000万円	前払保険料 1,800万円 配当金積立金 200万円 雑収入 1,000万円

*その他の退職金や退職金の源泉徴収税額は考慮していません。

考え方

名義変更時解約払戻金額3,000万円が、名義変更時資産計上額の70%に相当する金額1,400万円(名義変更時資産計上額2,000万円×70%)以上であるため、3,000万円で当該保険契約を譲渡する経理処理を行う。

2. 「名義変更時解約払戻金額」が「名義変更時資産計上額」の70%に相当する金額未満の場合の例

契約者変更同時
受取人変更

(例)長期定期保険の場合

	[変更前]	[変更後]
契約者	法人 A	法人 B
死亡保険金受取人	法人 A	法人 B

【転出法人(法人 A)の経理処理】

保険契約の譲渡代金を法人 B から受入れ、前払保険料、配当金積立金の資産計上額を取崩してください。この際、資産の取崩額と譲渡代金との差額を雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

【転入法人(法人 B)の経理処理】

保険契約の譲渡金額を支払い、変更時の保険契約の価額を資産に計上してください。また、譲渡代金と資産計上額との差額は雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

例

役員が法人 A から法人 B に転籍した。これに伴い法人 A が契約した同人の生命保険(長期定期保険)を法人 B に60万円で購入し、名義変更をした。このとき、名義変更時資産計上額は60万円(=前払保険料60万円)、名義変更時解約払戻金額は40万円とする。

<法人 A の経理処理>

	借方	貸方
当座預金	60万円	前払保険料 60万円

<法人 B の経理処理>

	借方	貸方
前払保険料	60万円	当座預金 60万円

考え方

名義変更時解約払戻金額40万円が、名義変更時資産計上額の70%に相当する金額42万円(名義変更時資産計上額60万円×70%)未満であるため、名義変更時資産計上額60万円に当該保険契約を譲渡する経理処理を行う。

1. 契約貸付を受けた場合

契約貸付を受けたときは、借入金として負債に計上してください。

例 300万円の契約貸付を受けた。

	借方	貸方
当座預金	2,999,800円	借入金 3,000,000円
租税公課*	200円	

*初回貸付時には、収入印紙代を徴収します。

2. 貸付金利息を元金に繰入れた場合

契約貸付金利息がついた旨の通知を受けた場合は、利息を元金に繰入れるため、負債に計上してください。

例 契約貸付金利息10万円を元金に繰入れた。

	借方	貸方
支払利息	10万円	借入金 10万円

3. 契約貸付を返済した場合

契約貸付金を返済した場合は、負債に計上していた借入金を取崩し、返済日までの契約貸付金利息は、損金に算入してください。

例 契約貸付元金321万円(借入金310万円、返済日までの契約貸付金利息11万円)を返済した。

	借方	貸方
借入金	310万円	当座預金 321万円
支払利息	11万円	

4. 契約貸付金を返済しないまま契約が消滅した場合

契約が消滅した場合、資産に計上している保険料積立金、前払保険料、配当金積立金を取崩してください。また負債に計上している借入金を取崩し、貸付金利息は損金に算入してください。そして受取額および契約貸付元金等の合計額と、資産取崩額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 死亡または満期(解約)による保険金(解約払戻金)等を受取った。受取額は借入金310万円、利息11万円を精算し、679万円とする。このとき、保険料積立金は150万円、配当金積立金は10万円とする。

	借方	貸方
当座預金	679万円	保険料積立金 150万円
借入金	310万円	配当金積立金 10万円
支払利息	11万円	雑収入 840万円

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障害保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム)
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3
大疾病保障(死亡保障
100%型)(終身)・介護
保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更した場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

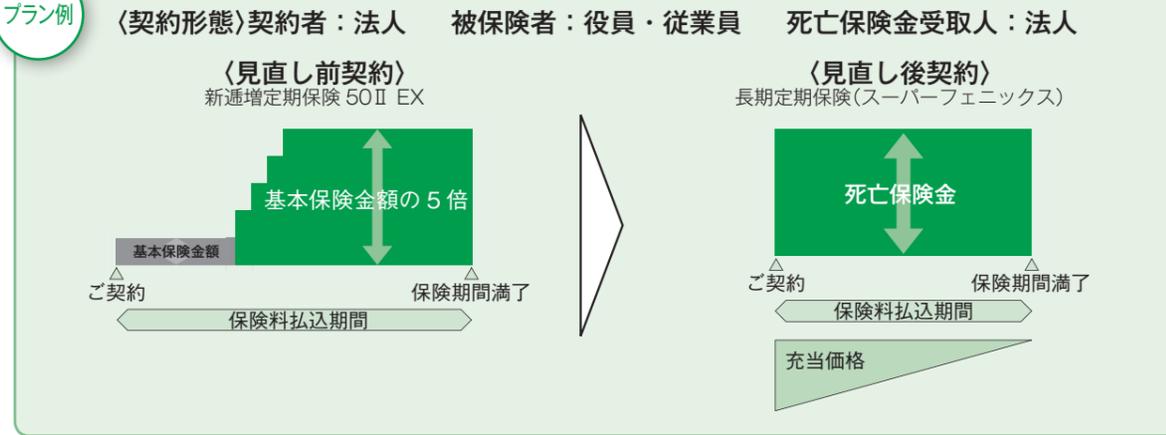
9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

1. 新増定期保険 50 II EX から長期定期保険への保障見直し
(1/2 損金タイプ) (スーパーフェニックス)

見直し後契約の保険種類に関わらず、変更後契約が法基通 9-3-5、9-3-5 の 2 の適用対象となるご契約の場合は当ページに記載のとおり経理処理を行ってください。

〔保障見直し時の経理処理〕

- 見直し前契約の資産計上額(前払保険料・配当金積立金)を取崩してください。
- 見直し後契約の保険料の一部に充当される金額(充当価格)は前払保険料として資産に計上してください。
- 見直し前契約の資産計上額(取崩額)と見直し後契約の保険料の一部に充当される金額(充当価格)の差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 見直し前契約の前払保険料は 1,000 万円、配当金積立金は 50 万円とする。また保障見直し時の充当価格は 1,200 万円とする。

〈保障見直しご精算書〉		●●株式会社 総勘定元帳 開始残高			
契約者名 ●●株式会社 様		2023年		2023年	
見直し前契約のご精算内容		借方	仕	貸方	仕
責任準備金	1,150万円		1		
積立配当金	50万円		1		
見直し価格	1,200万円				
充当価格					
長期定期保険	1,200万円				
		借方		貸方	
		②		①	
		前払保険料	1,200万円	前払保険料	1,000万円
				配当金積立金	50万円
				雑収入	150万円
				③	

〔保障見直し後の経理処理〕

毎回払込む保険料については、見直し後契約のタイプに応じた経理処理を行ってください。あわせて、保障見直し時に資産に計上した前払保険料(充当価格)を保険期間で均等に取崩した金額について、見直し後契約のタイプ*に応じた経理処理を行ってください。

例 保障見直し時に前払保険料として資産に計上した充当価格(1,200 万円)を保険期間で均等に取崩した。
なお、保険期間は 40 年とする。

$$1,200 \text{ 万円} \div (12 \text{ カ月} \times 40 \text{ 年}) = 2.5 \text{ 万円}$$

ただし、タイプ④で、資産計上期間が 5 年未満となる場合の充当価格の取崩しにおいては、全額損金算入期間がないため、資産計上期間経過後に資産取崩期間の処理を行ってください。

なお、年払契約の場合の初年度・最終年度については、保障見直し時に資産に計上した前払保険料を取崩す際、事業年度内の実際に経過した月数分のみを取崩してください。

タイプ①：最高解約返戻率が 50%以下となる場合

P8 「保険料支払時 タイプ①：最高解約返戻率が 50%以下となる場合」と同様に経理処理してください。

タイプ②：最高解約返戻率が 50%超 70%以下となる場合

P8 「保険料支払時 タイプ②：最高解約返戻率が 50%超 70%以下となる場合」と同様に経理処理してください。

タイプ③：最高解約返戻率が 70%超 85%以下となる場合

P9 「保険料支払時 タイプ③：最高解約返戻率が 70%超 85%以下となる場合」と同様に経理処理してください。

タイプ④：最高解約返戻率が 85%超となる場合

P9 「保険料支払時 タイプ④：最高解約返戻率が 85%超となる場合」と同様に経理処理してください。

* 保障見直し後契約のタイプにおける(最高)解約返戻率・解約払戻金額・年換算保険料相当額等は、同保障内容の新契約に係る(最高)解約返戻率・解約払戻金額・年換算保険料相当額等を用います。

<経理処理例> ※タイプ③：最高解約返戻率 70%超 85%以下の場合

〔各例における前提：●見直し後契約の保険期間 40 年
●見直し後契約の最高解約返戻率 84% ●充当価格 1,200 万円〕

A. 保険期間の当初 4 割相当期間

- 支払保険料の 6 / 10 を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。
- 前払保険料(充当価格)を保険期間で均等にした金額を取崩し、6 / 10 を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 月払保険料として 14 万円を支払った。
また、保障見直し時に前払保険料として資産に計上した充当価格(1,200 万円)を保険期間で均等に取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間 (= 16 年)

借方		貸方	
前払保険料	9.9万円	当座預金	14万円
定期保険料	6.6万円	前払保険料	2.5万円

< A-(1) の経理処理 >
前払保険料として資産計上する金額 14 万円 × 6/10 = 8.4 万円
定期保険料として損金算入する金額 14 万円 - 8.4 万円 = 5.6 万円

< A-(2) の前払保険料(充当価格)の取崩額の算出方法 >
1,200 万円 ÷ (12 カ月 × 40 年) = 2.5 万円

< A-(2) の経理処理 >
前払保険料として資産計上する金額 2.5 万円 × 6/10 = 1.5 万円
定期保険料として損金算入する金額 2.5 万円 - 1.5 万円 = 1 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
8.4 万円 + 1.5 万円 = 9.9 万円

< 当月定期保険料として損金算入する金額 >
5.6 万円 + 1 万円 = 6.6 万円

B. 保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで

- 支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。
- 前払保険料(充当価格)を保険期間で均等にした金額を取崩し、全額を定期保険料として損金に算入してください。

例 月払保険料として 14 万円を支払った。
また、保障見直し時に前払保険料として資産に計上した充当価格(1,200 万円)を保険期間で均等に取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで (= 14 年)

借方		貸方	
定期保険料	16.5万円	当座預金	14万円
		前払保険料	2.5万円

< B-(2) の前払保険料(充当価格)の取崩額の算出方法 >
1,200 万円 ÷ (12 カ月 × 40 年) = 2.5 万円

C. 保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで

- 支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。
- 前払保険料(充当価格)を保険期間で均等にした金額を取崩し、全額を定期保険料として損金に算入してください。
- A-(1) および A-(2) で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として全額損金に算入してください。

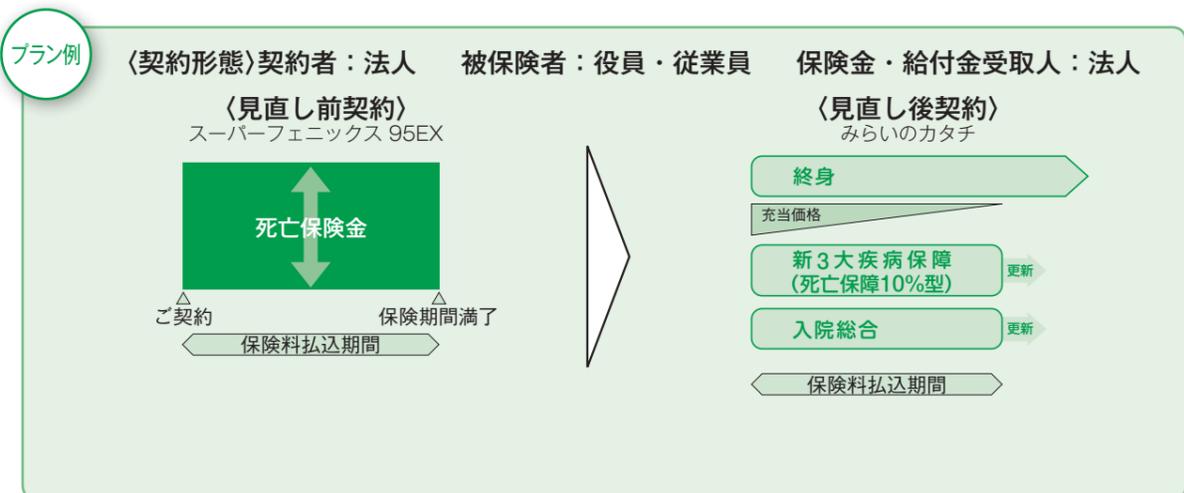
例 月払保険料として 14 万円を支払った。
また、保障見直し時に前払保険料として資産に計上した充当価格(1,200 万円)を保険期間で均等に取崩した。あわせて、A の期間で資産に計上した前払保険料の累計額(1,900.8 万円)を C の期間(10 年)で均等に取崩した。

保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで (= 10 年)

借方		貸方	
定期保険料	32.34万円	当座預金	14万円
		前払保険料	18.34万円

< C-(3) の経理処理 >
A で資産に計上した前払保険料の累計額 9.9 万円 × (12 カ月 × 16 年) = 1,900.8 万円
C の期間で均等に取崩す金額 1,900.8 万円 ÷ (12 カ月 × 10 年) = 15.84 万円
< C の前払保険料の取崩額の算出方法 >
2.5 万円 + 15.84 万円 = 18.34 万円

2. スーパーフェニックス95EX からみらいのカタチへの保障見直し



〔終身保険に充当価格を充当した場合〕

〔保障見直し時の経理処理〕

- 見直し前契約の資産計上額(前払保険料・配当金積立金)を取崩してください。
- 見直し後契約の保険料の一部に充当される金額(充当価格)は保険料積立金として資産に計上してください。
- 見直し前契約の資産計上額(取崩額)と見直し後契約の保険料の一部に充当される金額(充当価格)の差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 見直し前契約の前払保険料は 480 万円、配当金積立金は 12 万円とする。また保障見直し時の充当価格は 720 万円とする。

〈保障見直しご精算書〉				〈総勘定元帳〉																																			
<p>●●株式会社 様</p> <p>見直し前契約のご精算内容</p> <table border="1"> <tr><td>責任準備金</td><td>708万円</td></tr> <tr><td>積立配当金</td><td>12万円</td></tr> <tr><td>見直し価格</td><td>720万円</td></tr> </table> <p>充当価格</p> <table border="1"> <tr><td>終身保険</td><td>720万円</td></tr> </table>				責任準備金	708万円	積立配当金	12万円	見直し価格	720万円	終身保険	720万円	<p>●●株式会社 総勘定元帳</p> <table border="1"> <tr> <th>2023年</th> <th>摘要</th> <th>仕丁</th> <th>借方</th> <th>2023年</th> <th>摘要</th> <th>仕丁</th> <th>貸方</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>前払保険料</td> <td>480万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>"</td> <td>配当金積立金</td> <td>12万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				2023年	摘要	仕丁	借方	2023年	摘要	仕丁	貸方	1	1	前払保険料	480万円						"	配当金積立金	12万円				
責任準備金	708万円																																						
積立配当金	12万円																																						
見直し価格	720万円																																						
終身保険	720万円																																						
2023年	摘要	仕丁	借方	2023年	摘要	仕丁	貸方																																
1	1	前払保険料	480万円																																				
	"	配当金積立金	12万円																																				
<table border="1"> <tr> <th>借方</th> <th>貸方</th> </tr> <tr> <td>保険料積立金 720万円</td> <td>前払保険料 480万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配当金積立金 12万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雑収入 228万円</td> </tr> </table>				借方	貸方	保険料積立金 720万円	前払保険料 480万円		配当金積立金 12万円		雑収入 228万円																												
借方	貸方																																						
保険料積立金 720万円	前払保険料 480万円																																						
	配当金積立金 12万円																																						
	雑収入 228万円																																						

〔保障見直し後の経理処理〕

毎回払込む保険料は保険種類毎に経理処理を行ってください。支払保険料のうち、終身保険の保険料は保険料積立金として資産に計上し、新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)の保険料は定期保険料として、入院総合保険の保険料は医療保険料として損金に算入してください。
(保障見直し時に保険料積立金として資産に計上した充当価格については経理処理は不要です。)

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障害保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム)
の経理処理

1-3. ⑤みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3
大疾病保障・(死亡保障
100%型)(終身)・介護
保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

3. 未来のカたちから未来のカたちへの保障見直し

プラン例 (契約形態) 契約者：法人 被保険者：役員・従業員 保険金・給付金受取人：法人

〈見直し前契約〉
みらいのカたち

- 終身
- 定期 更新
- 身体障がい保障 更新
- 保険料払込期間

〈見直し後契約〉
みらいのカたち

- 新3大疾病保障 (死亡保障100%型)
充当価格
- 入院総合 更新
- がん医療
充当価格
- 保険料払込期間

(注) プラン例では、保障見直し前の契約は2019年7月7日以前契約、保障見直し後の契約は2019年7月8日以降にご契約いただいた契約(保険期間が終身の入院総合保険およびがん医療保険については2019年10月8日以降の契約)とします。

※身体障がい保障保険は、2024年4月2日以降販売を停止しています。
※すべての保険契約に充当価格を充当した場合のイメージです。

[すべての保険契約に充当価格を充当した場合]

[保障見直し時の経理処理]

- 見直し前契約の資産計上額(保険料積立金・配当金積立金)を取崩してください。
- 見直し後契約の保険料の一部に充当される金額(充当価格)は、前払保険料として資産に計上してください。
- 見直し前契約の資産計上額(取崩額)と見直し後契約の保険料の一部に充当される金額(充当価格)の差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 見直し前契約の保険料積立金は450万円、配当金積立金は18万円とする。また保障見直し時の充当価格は740万円とする。

〈保障見直しご精算書〉

見直し前契約のご精算内容	
責任準備金	722万円
積立配当金	18万円
見直し価格	740万円

充当価格	
新3大疾病保障保険	420万円
入院総合保険	200万円
がん医療保険	120万円

〈総勘定元帳〉

●●株式会社				開始種高			
2023年	摘要	仕丁	借方	2023年	摘要	仕丁	貸方
1	1		450万円				
	"		18万円				

借方		貸方	
前払保険料	740万円	保険料積立金	450万円
		配当金積立金	18万円
		雑収入	272万円

[保障見直し後の経理処理]

毎回払込む保険料は保険契約毎に経理処理を行ってください。あわせて、保障見直し時に資産に計上した前払保険料(充当価格)について、保険契約毎に充当先の保険期間で均等に取崩し、保険種類毎に経理処理を行ってください。

〈毎回の支払保険料〉
支払保険料のうち、新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)の保険料は、保険種類毎に最高解約返戻率の区分*1によるタイプに応じて経理処理を行ってください。
入院総合保険(終身)の保険料は、支払保険料の全額を前払保険料として資産計上したうえで、「経理処理上の当月分保険料」*2を医療保険料として損金算入し、残額を前払保険料として資産に計上してください。保険料払込期間満了後は、それまでの期間で資産計上した前払保険料の累計額を均等に取崩して医療保険料として損金に算入してください。
がん医療保険の保険料は、支払保険料の全額を医療保険料として損金に算入してください。

〈保障見直し時に前払保険料として資産に計上した充当価格〉
充当先の保険期間で均等に取崩し、支払保険料と同様に経理処理を行ってください。
なお、充当先が入院総合保険(終身)の場合、保険料払込期間に応じて取崩し、支払保険料と同様に経理処理を行ってください。

※ただし、年払契約の場合の初年度・最終年度については、保障見直し時に資産に計上した前払保険料を取崩す際、事業年度内の実際に経過した月数分のみを取崩してください。

- *1 最高解約返戻率に応じたタイプについては、P8～P10をご参照ください。
- *2 経理処理上の当月分保険料=月払保険料×保険料払込期間÷保険期間(保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とします。)

第一章 各保険種類における経理処理

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカたち[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストターム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカたち[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカたち[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカたち[生存給付金定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカたち[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカたち[新3大疾病保障(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカたち[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカたち[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカたち[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

<経理処理例>

例 月払保険料として7万円を支払った。新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)の保険料は4万円、入院総合保険(終身)の保険料は2万円、がん医療保険の保険料は1万円とする。
また、保障見直し時に前払保険料として資産に計上した充当価格(740万円)を、充当先の保険期間(入院総合保険に充当する部分については保険料払込期間)で均等に取崩した。

前提：●見直し後契約(新3大疾病保障保険(死亡保障100%型))について
保険期間40年・保険料払込期間40年・最高解約返戻率65%
●見直し後契約(入院総合保険)について
計算上の保険期間50年・保険料払込期間40年
●見直し後契約(がん医療保険)について
保険期間40年・保険料払込期間40年

A. 保険期間の当初4割相当期間

- (1) 支払保険料のうち、新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)の保険料の4/10を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。がん医療保険の保険料は全額損金に算入してください。入院総合保険(終身)の保険料は、支払保険料の全額を前払保険料として資産計上したうえで、「経理処理上の当月分保険料」を医療保険料として損金算入し、残額を前払保険料として資産計上してください。
- (2) あわせて、保障見直し時に資産計上した前払保険料(充当価格)を充当先の保険期間(入院総合保険に充当する部分については保険料払込期間)で均等に取崩し、充当先の保険契約毎に支払保険料と同様に上記のとおり経理処理を行ってください。

例 月払保険料として7万円支払った。 保険期間の当初4割相当期間(=16年)

借方		貸方	
② 前払保険料	2.45万円	当座預金	7万円
③ 定期保険料	2.92万円	① 前払保険料	1.55万円
④ 医療保険料	3.18万円		

<保障見直し時に資産計上した前払保険料(充当価格)を均等に取崩した金額>

- 新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)に充当される前払保険料(充当価格)を保険期間で均等に取崩した金額
420万円÷(12カ月×40年)=0.88万円
- 入院総合保険に充当される前払保険料(充当価格)を保険料払込期間で均等に取崩した金額
200万円÷(12カ月×40年)=0.42万円
- がん医療保険に充当される前払保険料(充当価格)を保険期間で均等に取崩した金額
120万円÷(12カ月×40年)=0.25万円
- 保険契約毎の前払保険料(充当価格)の取崩額の合計・・・0.88万円+0.42万円+0.25万円=1.55万円(①)

<新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)の経理処理>

- 支払保険料のうち前払保険料として資産計上する金額・・・4万円×4/10=1.6万円(a)
- 支払保険料のうち定期保険料として損金算入する金額・・・4万円-1.6万円=2.4万円(b)
- 充当価格のうち前払保険料として資産計上する金額・・・0.88万円×4/10=0.36万円(c)
- 充当価格のうち定期保険料として損金算入する金額・・・0.88万円-0.36万円=0.52万円(d)

<入院総合保険(終身)の経理処理>

- 支払保険料のうち「経理処理上の当月分保険料」・・・2万円×(12カ月×40年)÷(12カ月×50年)=1.6万円
- 支払保険料のうち前払保険料として資産計上する金額・・・2万円-1.6万円=0.4万円(e)
- 支払保険料のうち医療保険料として損金算入する金額・・・1.6万円(f)
- 充当価格のうち「経理処理上の当月分保険料」・・・0.42万円×(12カ月×40年)÷(12カ月×50年)=0.33万円
- 充当価格のうち前払保険料として資産計上する金額・・・0.42万円-0.33万円=0.09万円(g)
- 充当価格のうち医療保険料として損金算入する金額・・・0.33万円(h)

<がん医療保険の経理処理>

- 医療保険料として損金算入する金額
1万円(支払保険料)+0.25万円(充当価格を均等に取崩した金額)=1.25万円(i)

<前払保険料として資産計上する金額の合計>

$$(a) + (c) + (e) + (g) = 2.45万円(②)$$

<定期保険料として損金算入する金額の合計>

$$(b) + (d) = 2.92万円(③)$$

<医療保険料として損金算入する金額の合計>

$$(f) + (h) + (i) = 3.18万円(④)$$

B. 保険期間の当初4割相当期間経過後から当初7.5割相当期間

- (1) 支払保険料のうち、新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)・がん医療保険の保険料の全額を損金に算入してください。入院総合保険(終身)の保険料は、支払保険料の全額を前払保険料として資産計上したうえで、「経理処理上の当月分保険料」を医療保険料として損金算入し、残額を前払保険料として資産計上してください。
- (2) あわせて、保障見直し時に資産計上した前払保険料(充当価格)を充当先の保険期間(入院総合保険に充当する部分については保険料払込期間)で均等に取崩し、充当先の保険契約毎に支払保険料と同様に上記のとおり経理処理を行ってください。

例 月払保険料として7万円支払った。 保険期間の当初4割相当期間経過後から当初7.5割相当期間(=14年)

借方		貸方	
② 前払保険料	0.49万円	当座預金	7万円
③ 定期保険料	4.88万円	① 前払保険料	1.55万円
④ 医療保険料	3.18万円		

<保障見直し時に資産計上した前払保険料(充当価格)を均等に取崩した金額>

- 保険契約毎の前払保険料(充当価格)の取崩額の合計・・・0.88万円+0.42万円+0.25万円=1.55万円(①)

<新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)の経理処理>

- 定期保険料として損金算入する金額
4万円(支払保険料)+0.88万円(充当価格)=4.88万円(a)

<入院総合保険(終身)の経理処理>

- 支払保険料のうち「経理処理上の当月分保険料」・・・2万円×(12カ月×40年)÷(12カ月×50年)=1.6万円
- 支払保険料のうち前払保険料として資産計上する金額・・・2万円-1.6万円=0.4万円(b)
- 支払保険料のうち医療保険料として損金算入する金額・・・1.6万円(c)
- 充当価格のうち「経理処理上の当月分保険料」・・・0.42万円×(12カ月×40年)÷(12カ月×50年)=0.33万円
- 充当価格のうち前払保険料として資産計上する金額・・・0.42万円-0.33万円=0.09万円(d)
- 充当価格のうち医療保険料として損金算入する金額・・・0.33万円(e)

<がん医療保険の経理処理>

- 医療保険料として損金算入する金額・・・1万円(支払保険料)+0.25万円(充当価格を均等に取崩した金額)=1.25万円(f)

<前払保険料として資産計上する金額の合計>

$$(b) + (d) = 0.49万円(②)$$

<定期保険料として損金算入する金額の合計>

$$(a) = 4.88万円(③)$$

<医療保険料として資産計上する金額の合計>

$$(c) + (e) + (f) = 3.18万円(④)$$

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における 経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障害保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストターム)
の経理処理

1-3. ⑤みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3
大疾病保障・死亡保障
100%型(終身)・介護
保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

C. 保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から新3大疾病保障保険（死亡保障 100%型）およびがん医療保険の保険期間満了日（＝入院総合保険の保険料払込満了日）まで

- 支払保険料のうち、新3大疾病保障保険（死亡保障 100%型）・がん医療保険の保険料の全額を損金に算入してください。入院総合保険（終身）の保険料は、支払保険料の全額を前払保険料として資産計上したうえで、「経理処理上の当月分保険料」を医療保険料として損金算入し、残額を前払保険料として資産計上してください。
- あわせて、保障見直し時に資産計上した前払保険料（充当価格）を充当先の保険期間（入院総合保険に充当する部分については保険料払込期間）で均等に取崩し、充当先の保険契約毎に支払保険料と同様に上記のとおり経理処理を行ってください。
- 加えて A の期間で資産計上した前払保険料のうち、新3大疾病保障保険に係る前払保険料累計額をこの期間で均等に取崩し、定期保険料として全額損金に算入してください。

例	月払保険料として 7 万円支払った。	保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から定期保険の保険期間満了日（＝入院総合保険の保険料払込満了日）（＝ 10 年）
	借方	貸方
	③ 前払保険料 0.49 万円	当座預金 7 万円
	④ 定期保険料 8.02 万円	① ② 前払保険料 4.69 万円
	⑤ 医療保険料 3.18 万円	

< 保障見直し時に資産計上した前払保険料（充当価格）を均等に取崩した金額 >

- 保険契約毎の前払保険料（充当価格）の取崩額の合計・・・0.88 万円 + 0.42 万円 + 0.25 万円 = 1.55 万円 (①)

< 新3大疾病保障保険の経理処理 >

- 定期保険料として損金算入する金額
4 万円（支払保険料） + 0.88 万円（充当価格を均等に取崩した金額） = 4.88 万円 (a)

< 入院総合保険（終身）の経理処理 >

- 支払保険料のうち「経理処理上の当月分保険料」・・・1.6 万円
- 支払保険料のうち前払保険料として資産計上する金額・・・2 万円 - 1.6 万円 = 0.4 万円 (b)
- 支払保険料のうち医療保険料として損金算入する金額・・・1.6 万円 (c)
- 充当価格のうち「経理処理上の当月分保険料」・・・0.33 万円
- 充当価格のうち前払保険料として資産計上する金額・・・0.42 万円 - 0.33 万円 = 0.09 万円 (d)
- 充当価格のうち医療保険料として損金算入する金額・・・0.33 万円 (e)

< がん医療保険の経理処理 >

- 医療保険料として損金算入する金額
1 万円（支払保険料） + 0.25 万円（充当価格を均等に取崩した金額） = 1.25 万円 (f)

< C の期間で均等に取崩す金額 >

- A の期間中に資産計上した前払保険料の累計額（新3大疾病保障保険部分）
・・・(1.6 万円 × 12 カ月 × 16 年) + (0.36 万円 × 12 カ月 × 16 年) = 376.32 万円
- C の期間で均等に取崩す額・・・376.32 万円 ÷ (12 カ月 × 10 年) = 3.14 万円 (②)

< 前払保険料として資産計上する金額の合計 >

$$(b) + (d) = 0.49 \text{ 万円 (③)}$$

< 定期保険料として損金算入する金額の合計 >

$$(a) + (②) = 8.02 \text{ 万円 (④)}$$

< 医療保険料として損金算入する金額の合計 >

$$(c) + (e) + (f) = 3.18 \text{ 万円 (⑤)}$$

D. 新3大疾病保障保険（死亡保障 100%型）およびがん医療保険の保険期間満了日（＝入院総合保険の保険料払込満了日）から入院総合保険の計算上の保険期間満了日まで

入院総合保険の保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して医療保険料として損金に算入してください。

例 保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額（235.2 万円）を保険料払込満了後から保険期間満了までの期間（10 年）で均等に取崩した。

定期保険の保険期間満了日（＝入院総合保険の保険料払込満了日）から入院総合保険の計算上の保険期間満了日まで（＝ 10 年）

借方		貸方	
医療保険料	1.96 万円	前払保険料	1.96 万円

< 保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額 >

- 支払保険料のうち前払保険料として資産計上した累計額・・・0.4 万円 × (12 カ月 × 40 年) = 192 万円
- 充当価格のうち前払保険料として資産計上した累計額・・・0.09 万円 × (12 カ月 × 40 年) = 43.2 万円
192 万円 + 43.2 万円 = 235.2 万円

< 保険料払込満了後に均等に取崩す金額 >

$$(192 \text{ 万円} + 43.2 \text{ 万円}) \div (12 \text{ カ月} \times 10 \text{ 年}) = 1.96 \text{ 万円}$$

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 契約貸付を受けている契約の保障見直し

スーパーフェニックス 95EX ⇒ 長期定期保険(スーパーフェニックス)

プラン例 (契約形態)契約者：法人 被保険者：役員・従業員 死亡保険金受取人：法人

〈見直し前契約〉
スーパーフェニックス 95EX〈見直し後契約〉
長期定期保険(スーパーフェニックス)

〔保障見直し時の経理処理〕

- 見直し前契約の資産計上額(前払保険料・配当金積立金)を取崩してください。
- 見直し前契約の負債計上額(借入金)を取崩してください。契約貸付の元利金(精算額)が負債計上額を上回る場合には、その上回る金額を支払利息として計上し、損金に算入してください。
- 見直し後契約の保険料の一部に充当される金額(充当価格)は前払保険料として資産に計上してください。(充当価格は、責任準備金・積立配当金等の合計額から契約貸付の元利金等を差引いた金額となります。)
- 見直し前契約の資産計上額(取崩額)と、充当価格と契約貸付の元利金等の合計額の差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

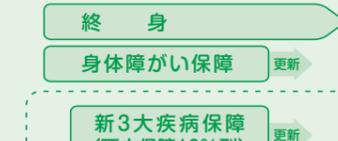
例 見直し前契約の前払保険料は1,000万円、配当金積立金は50万円とする。また契約貸付の元利金610万円精算後の見直し価格は1,200万円とする。

〈保障見直しご精算書〉		〈総勘定元帳〉																											
保障見直しご精算書 契約者名 ●●株式会社 様 見直し前契約のご精算内容 責任準備金 1,760万円 積立配当金 50万円 契約貸付金 600万円 契約貸付金の利息 10万円 見直し価格 1,200万円 充当価格 長期定期保険 1,200万円		●●株式会社 総勘定元帳 開始残高 <table border="1"> <thead> <tr> <th>2023年</th> <th>摘要</th> <th>仕</th> <th>借方</th> <th>2023年</th> <th>摘要</th> <th>仕</th> <th>貸方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>前払保険料</td> <td>1,000万円</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>借入金</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>"</td> <td>配当金積立金</td> <td>50万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				2023年	摘要	仕	借方	2023年	摘要	仕	貸方	1	1	前払保険料	1,000万円	1	1	借入金	600万円		"	配当金積立金	50万円				
2023年	摘要	仕	借方	2023年	摘要	仕	貸方																						
1	1	前払保険料	1,000万円	1	1	借入金	600万円																						
	"	配当金積立金	50万円																										
		借方		貸方																									
		3	前払保険料 1,200万円	1	前払保険料 1,000万円																								
		2	借入金 600万円		配当金積立金 50万円																								
			支払利息 10万円		雑収入 760万円																								
				4																									

〔保障見直し後の経理処理〕

保障見直し後の経理処理については、P68 をご参照ください。

プラン例 <契約形態>契約者：法人 被保険者：役員・従業員 保険金・給付金受取人：法人

〈一部保障見直し前のご契約〉
みらいのカタチ〈一部保障見直し後のご契約〉
みらいのカタチ

(注) プラン例では、一部保障見直し前の契約は2019年7月7日以前契約、一部保障見直し後の契約は2019年7月8日以降にご契約いただいた契約(保険期間が終身の入院総合保険およびがん医療保険については2019年10月8日以降の契約)とします。

※身体障がい保障保険は、2024年4月2日以降販売を停止しています。
 ※一部保障見直し制度を利用したすべての保険契約に充当価格を充当した場合のイメージです。

〔一部保障見直し時の経理処理〕

見直し後契約の保険料の一部に充当される金額(充当価格)を前払保険料として資産に計上し、同額を雑収入として益金に算入してください。

例 一部保障見直し利用時の充当価格は180万円とする。

〈保障見直しご精算書〉		借方		貸方	
保障見直しご精算書 契約者名 ●●株式会社 様 見直し前契約のご精算内容 責任準備金 175万円 見直し時精算配当金 5万円 見直し価格 180万円 充当価格 新3大疾病保障保険 120万円 入院総合保険 60万円		前払保険料	180万円	雑収入	180万円

※ご契約の内容や一部保障見直しのタイミングによっては責任準備金や配当金がなく充当価格がない場合もあります。この場合、一部保障見直し時の資産計上・一部保障見直し後の充当価格の取崩しは不要です。

〔一部保障見直し制度の利用により、見直し対象となる保険契約以外の保険契約の保険料・解約払戻金の変動した場合〕

一部保障見直し制度の利用により、見直し対象となる保険契約以外の保険契約が以下の全ての要件に当てはまる場合には、当該保険契約につき、一部保障見直し時点において最高解約返戻率を再判定のうえ、再判定後の経理処理タイプに応じて、一部保障見直し時点までに資産計上した前払保険料累計額を再計算します。

- ・2019年7月8日以降の保険契約(保険期間が終身の入院総合保険およびがん医療保険については2019年10月8日以降の保険契約)
- ・P7のタイプ①～④の保険契約
- ・保険料または解約払戻金の変動する。

上記の計算および経理処理については、

P82[保障追加制度の利用により、追加契約以外の保険契約の保険料・解約払戻金の変動した場合]を参考にしてください。

【見直し所要金支払時の経理処理】

※見直し所要金とは、年払契約の場合、一部保障見直し後契約の、追加契約日からその直後に到来する契約当日の前日までの保険料相当額(所要の精算がある場合は精算後の金額)をいいます。
 ※一部保障見直しによる見直し後契約が、保険期間が終身である第三分野保険の場合は、P82の例にならって経理処理してください。

見直し所要金のうち、見直し所要金が必要となった保険契約の経理処理に準じて、経理処理してください。

また、あわせて一部保障見直し時に前払保険料として資産に計上した充当価格については、見直し所要金に対応する月数分を取崩して充当先の保険契約の経理処理に準じて損金に算入してください。ただし、見直し所要金に対応する期間が事業年度をまたぐ場合は、事業年度末までの月数分に対応する前払保険料のみを取崩してください。

例 見直し所要金として、見直し後契約の5カ月分の保険料相当額30万円を支払った。なお、見直し後契約の年払保険料は、新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)が48万円、入院総合保険が24万円であった。見直し後契約の保険期間はいずれも10年5カ月、各保険契約の充当価格はP78のとおり、新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)は120万円、入院総合保険は60万円とする。

(お申込内容(お客様控え))

お申込内容(お客様控え)	
契約者名 ●●株式会社 様	
見直し所要金の金額	30万円
申込内容	実払込保険料
終身保険	48万円
身体障がい保障保険	24万円
新3大疾病保障保険	48万円
入院総合保険	24万円

借方		貸方	
② 定期保険料	24.8万円	当座預金	30万円
③ 医療保険料	12.4万円	① 前払保険料	7.2万円

●見直し所要金の按分額の算出方法
 (新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)の経理処理)
 定期保険料として損金算入する金額：
 $30万円 \times 48万円 / (48万円 + 24万円) = 20万円(a)$

(入院総合保険の経理処理)
 医療保険料として損金算入する金額：
 $30万円 \times 24万円 / (48万円 + 24万円) = 10万円(b)$

●前払保険料取崩額の算出方法
 (新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)の経理処理)
 $120万円 \times 5ヶ月 / 125ヶ月 = 4.8万円(c)$

(入院総合保険の経理処理)
 $60万円 \times 5ヶ月 / 125ヶ月 = 2.4万円(d)$

(前払保険料取崩額)
 $(c) + (d) = 7.2万円(①)$

(定期保険料として損金算入する金額)
 $(a) + (c) = 24.8万円(②)$

(医療保険料として損金算入する金額)
 $(b) + (d) = 12.4万円(③)$

【一部保障見直し後の経理処理】

※契約日・追加契約日が2019年7月8日以降(保険期間が終身の入院総合保険およびがん医療保険については2019年10月8日以降)の場合に、法人税基本通達<9-3-5>、<9-3-5の2>が適用となる経理処理の対象となります。

毎回の保険料支払時に支払った保険料のうち、終身保険の保険料は保険料積立金として資産に計上し、身体障がい保障保険の保険料は定期保険料として損金に算入してください。

一部保障見直しによる見直し後契約である新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)・入院総合保険の保険料は、P72「保障見直し後の経理処理」と同様に経理処理を行ってください。

また、あわせて一部保障見直し時に前払保険料として資産に計上した充当価格がある場合は、P72「保障見直し後の経理処理」と同様に経理処理を行ってください。ただし、年払契約の場合の見直し後契約の初年度・最終年度については、一部保障見直し時に資産計上した前払保険料を取崩す際、事業年度内の実際に経過した月数分のみを取崩してください。

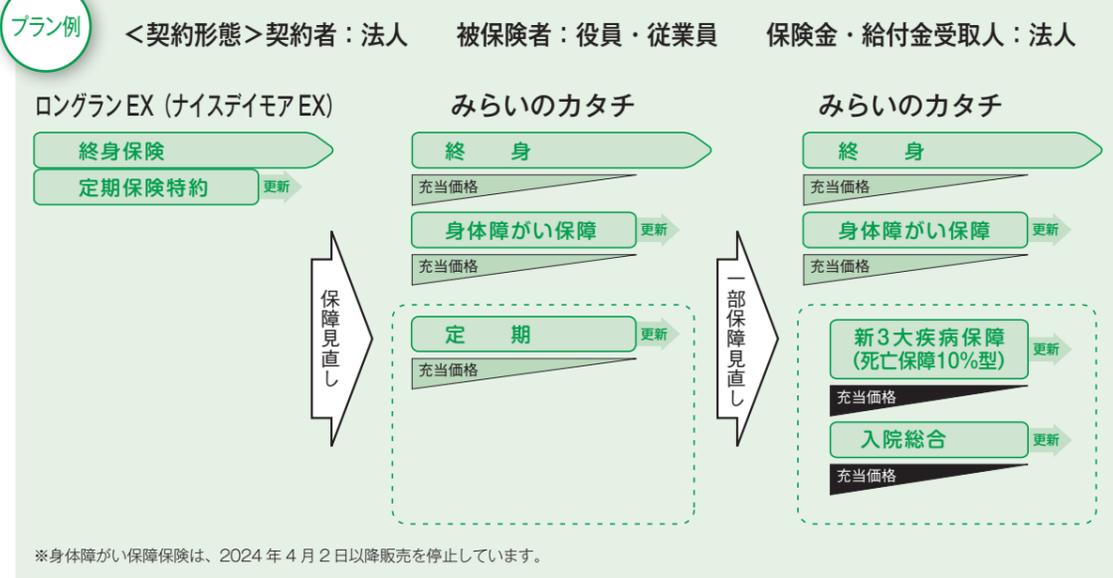
※見直し後契約の一部の保険契約にのみ充当価格を充当する場合があります。この場合、充当価格を充当しない保険契約について、一部保障見直し後の保険料支払時には、支払った保険料のみ経理処理していただくことになります。

※ただし、見直し前契約がすでに「保障見直し制度」「一部保障見直し制度」を利用された後の保険契約の場合、経理処理の方法は異なります。詳細については、P80をご確認ください。

※当社では、保険料や解約払戻金の変動を伴う手続き、ご契約者の変更、その他契約内容のご照会の際に、保険料内訳明細書を発行します。一部保障見直し後の支払保険料については、保険料内訳明細書に記載の「毎月払込む保険料」、「最高解約返戻率」、「タイプ」を参考に経理処理を行ってください。

※見直し後契約が保険期間が終身である第三分野保険の場合、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とします。一部保障見直しをした場合、見直し後契約の保険期間の開始の日が追加契約日となるため、計算上の保険期間に年末満の端数が生じる場合は、月単位で計算を行ってください。

一部保障見直し前の保険契約がすでに「保障見直し制度」「一部保障見直し制度」を利用された後の保険契約の場合、経理処理の方法は以下のとおりとなります。



【一部保障見直し時の経理処理】

① 一部保障見直しの見直し対象となる保険契約(定期保険)の前の保障見直し時に資産計上した前払保険料の残額*を取崩してください。

② 一部保障見直し後の保険契約(新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)・入院総合保険)の保険料の一部に充当される金額(充当価格)は前払保険料として資産に計上してください。

③ ①と②の差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

借方		貸方	
② 前払保険料	●●●万円	① 前払保険料	●●●万円
		③ 雑収入	●●万円

*取崩す前払保険料の金額の計算方法は？

一部保障見直しの見直し対象となる保険契約の、前回の(一部)保障見直し時に資産計上した前払保険料から、今回一部保障見直し制度をご利用いただくまでに取崩した金額の累計額を差引いた金額(※)

を取崩すことになります。

(※)計算式

$$\text{一部保障見直しの見直し対象となる保険契約の前の(一部)保障見直し時における前払保険料} - \text{一部保障見直しの見直し対象となる保険契約における毎回の取崩額} \times \text{取崩の回数}$$

前回の「保障見直しご精算書」で、前回の(一部)保障見直し時に見直し価格をどの保険契約にいくら充当したか確認できます。

【見直し所要金支払時・一部保障見直し後の経理処理】

見直し所要金支払時・一部保障見直し後の経理処理はP79をご参照ください。

ただし、一部保障見直しを行わない保険契約のうち、前回の保障見直し時に見直し価格を充当した保険契約については、引続き残りの保険期間(入院総合保険(終身)、がん医療保険(終身)の場合は保険料払込期間)での取崩処理が発生します。

第一章 各保険種類における経理処理

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカたち[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストチーム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカたち[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカたち[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカたち[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカたち[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカたち[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカたち[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカたち[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカたち[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料積立制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

<ご参考：保障見直しご精算書>

(表面)

保障見直しご精算書		1 / 1																																	
契約者名	株式会社XXXX																																		
見直し後契約の契約番号	(XXX)XXXXXXXX																																		
<p>XX年 X月 X日付にてお申込みいただきました保障見直し制度のご利用について、見直し前契約の精算内容は次のとおりとなります。 (裏面の記載事項もお読みください。)</p>																																			
見直し前契約のご精算内容		見直し前のご契約が2件以上の場合は、ご精算書はそれぞれについて発行いたします。ただし、以下の*印の金額についてはそのうち最初のページに合計額を印字しています。																																	
見直し前契約の契約番号(証券記号番号)	(XXX)XXXXXXXX	6. 保険料の立替金	0円																																
1. 見直し後契約に充当される責任準備金	912,835円	7. 契約貸付金	0円																																
2. 積立配当金	1,000円	8. 契約貸付金の利息	0円																																
3. 見直し時精算配当金	2,864円	9. 未払込保険料	0円																																
4. 据置金	0円	10. 充当価格の残額	0円																																
5. 未経過保険料	0円	11. 個人年金保険料税制適格特約の積立金	0円																																
*見直し価格(合計)		916,699円																																	
見直し価格=1+2+3+4+5+6-7-8-9+10+11																																			
<p>充当価格 充当価格は、見直し価格(合計)をもとに見直し後契約の保険料の一部に充当されるものです。</p> <table border="1"> <tr> <td>*長期定期保険</td> <td>-</td> <td>*新3大疾病保障保険</td> <td>149,633円</td> </tr> <tr> <td>*通増定期保険</td> <td>-</td> <td>*特定重度疾病保障保険</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>*養老保険</td> <td>767,066円</td> <td>*生活サポート保険</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>*終身保険</td> <td>-</td> <td>*認知症保障保険</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>*年金保険</td> <td>-</td> <td>*入院総合保険</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>*定期保険</td> <td>-</td> <td>*入院継続時収入サポート保険</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>*生存給付金付定期保険</td> <td>-</td> <td>*がん医療保険</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> <td>*傷害保障重点期間設定型長期定期保険</td> <td>-</td> </tr> </table>				*長期定期保険	-	*新3大疾病保障保険	149,633円	*通増定期保険	-	*特定重度疾病保障保険	-	*養老保険	767,066円	*生活サポート保険	-	*終身保険	-	*認知症保障保険	-	*年金保険	-	*入院総合保険	-	*定期保険	-	*入院継続時収入サポート保険	-	*生存給付金付定期保険	-	*がん医療保険	-		-	*傷害保障重点期間設定型長期定期保険	-
*長期定期保険	-	*新3大疾病保障保険	149,633円																																
*通増定期保険	-	*特定重度疾病保障保険	-																																
*養老保険	767,066円	*生活サポート保険	-																																
*終身保険	-	*認知症保障保険	-																																
*年金保険	-	*入院総合保険	-																																
*定期保険	-	*入院継続時収入サポート保険	-																																
*生存給付金付定期保険	-	*がん医療保険	-																																
	-	*傷害保障重点期間設定型長期定期保険	-																																
<p>据置金の利息に関する通知 税法上、雑所得となります。</p> <table border="1"> <tr> <td>当期利息</td> <td>-</td> <td>前期利息</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(課税年度)</td> <td>(年)</td> <td>(課税年度)</td> <td>(年)</td> </tr> </table>				当期利息	-	前期利息	-	(課税年度)	(年)	(課税年度)	(年)																								
当期利息	-	前期利息	-																																
(課税年度)	(年)	(課税年度)	(年)																																
(発行日) XX年 X月 X日 日本生命保険相互会社																																			

(裏面)

以下の記載内容をご一読のうえ、表面の内容をご確認ください。

「保障見直しご精算書」の内容について

■見直し価格の内訳の内容 用語の解説については、「ご契約のしおり-定款・約款」をご参照ください。

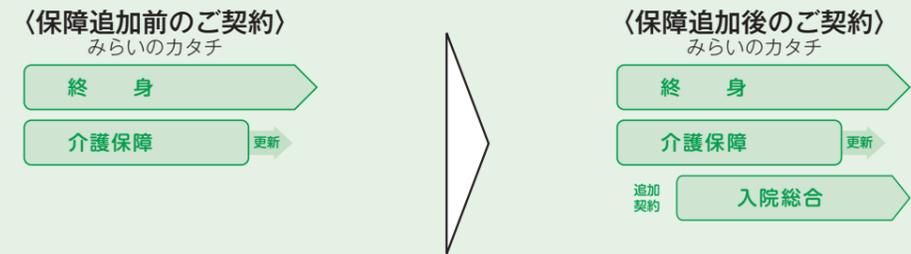
1. 見直し後契約に充当される責任準備金	将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積立てる金額のうち、見直し後契約に充当される金額です。
2. 積立配当金	見直し前に積立てていた配当金の合計金額です。
3. 見直し時精算配当金	見直し時にお支払いする配当金で、積立配当金の当期利息を含みます。 ※「生命保険料控除証明書」の見直し前契約についての配当金は、当期利息を含んでいないこと等から、見直し時精算配当金と金額が異なる場合があります。
4. 据置金	見直し前に据置していた保険金・給付金等の元利合計額です。
5. 未経過保険料	保険料の前納や一括払等が行われ、見直し時点において保険料期間が到来していない場合、その期間に対応する金額です。
6. 保険料の立替金	保険料の自動振替貸付が行われていた場合、その元利合計額です。(当期の貸付金利息を含みます。)
7. 契約貸付金	保険契約者に対する貸付が行われていた場合、その元利合計額です。(当期の貸付金利息を含みません。)
8. 契約貸付金の利息	契約貸付金に対する当期の貸付金利息です。
9. 未払込保険料	保障見直し時において、すでに到来している保険料期間に対応する保険料のうち、まだ払込まれていない保険料です。
10. 充当価格の残額	今回よりも以前に保障見直し制度、または一部保障見直し制度をご利用された際に発生した充当価格の残額です。
11. 個人年金保険料税制適格特約の積立金	個人年金保険料税制適格特約が付加されている年金保険において、減額などのお手続きをされた場合等に支払うべき金額を積立てた金額です。

お願い ■ご契約者が法人の場合、「保障見直しご精算書」は税務署から提示を求められることがありますので、大切に保管ください。

- ※ 保障見直しご精算書内の「9. 未払込保険料」については、見直し時・見直し後に別途経理処理する必要はございません。
- ※ 一部保障見直し制度ご利用の場合は、「一部保障見直し制度用」の保障見直しご精算書が発行されます。

プラン例

<契約形態>契約者：法人 被保険者：役員・従業員 保険金・給付金受取人：法人



(注) プラン例では、保障追加前の契約は2019年7月7日以前契約、保障追加後の契約は2019年7月8日以降にご契約いただいた契約(保険期間が終身の入院総合保険およびがん医療保険については2019年10月8日以降の契約)とします。
※介護保障保険は、2024年4月2日以降販売を停止しています。

「保障追加時の経理処理」

経理処理は必要ありません。

「保障追加制度の利用により、追加契約以外の保険契約の保険料・解約払戻金の変動した場合」

保障追加制度の利用により、追加契約以外の保険契約が以下の全ての要件に当てはまる場合には、当該保険契約につき、保障追加時点において最高解約返戻率を再判定のうえ、再判定後の経理処理タイプに応じて、保障追加時点までに資産計上した前払保険料累計額を再計算します。

- ・2019年7月8日以降の保険契約
(保険期間が終身の入院総合保険およびがん医療保険については2019年10月8日以降の保険契約)
- ・P7のタイプ①～④の保険契約
- ・保険料または解約払戻金の変動する。

「保障追加時点までの既往の前払保険料(以下、前払保険料A)累計額」と「再判定後の経理処理タイプに応じて再計算した保障追加時点までの前払保険料(以下、前払保険料B)累計額」の差額を取崩す・もしくは資産計上し、雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

- 例** 定期保険について、契約から10年後に、保障追加制度の利用により入院総合保険(有期型)を追加した。その結果、高額割引制度の適用基準額の変動により、保険料・解約払戻金等が変動し、定期保険の経理処理タイプがタイプ②からタイプ③に変更となった。なお、定期保険部分の保険料は、保障追加前は50万円、保障追加後は49万円とする。

経理処理タイプ② → 経理処理タイプ③



	借方	貸方
前払保険料	1,128万円	雑収入 1,128万円

- 前払保険料Aの累計額・・・(50万円×4/10)×12カ月×10年=2,400万円
- 前払保険料Bの累計額・・・(49万円×6/10)×12カ月×10年=3,528万円

<雑収入として益金算入する金額>

- 前払保険料Aと前払保険料Bの差額・・・3,528万円-2,400万円=1,128万円

「見直し所要金支払時の経理処理」

※見直し所要金とは、年払契約の場合、追加された契約の、追加契約日からその直後に到来する契約応当日の前日までの保険料相当額(所要の精算がある場合は精算後の金額)をいいます。

※保障追加により追加された保険契約が、保険期間が有期の第三分野保険の場合は、P79の例にならって経理処理してください。

見直し所要金が必要となった保険契約の経理処理に準じて、経理処理してください。

- 例** 見直し所要金として、追加契約の6カ月分の保険料相当額32万円を支払った。

なお、入院総合保険の年払保険料は64万円、保険料払込期間は9年6カ月、計算上の保険期間は59年6カ月とする。追加された契約の、追加契約日からその直後に到来する契約応当日の前日までの期間は6カ月間とする。

	借方	貸方
前払保険料	26.9万円	当座預金 32万円
医療保険料	5.1万円	

<経理処理上の当期分保険料>

{見直し所要金+(年払保険料×払込回数)}÷計算上の保険期間
= {32万円+(64万円×9回)}÷59.5年=10.2万円

<医療保険料として損金算入する金額>
経理処理上の当期分保険料×(追加契約日から契約応当日前日までの期間÷12カ月)
=10.2万円×(6カ月÷12カ月)=5.1万円

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障害保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストチーム)
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3
大疾病保障・死亡保障
100%型(終身)・介護
保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエジ)
の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更した場合の経理処理
(所得税基本通達36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料預金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
税制基本通達・個別通達

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

〔保障追加後の経理処理〕

保障追加後については、追加した保険契約の保険料も含めて、経理処理してください。(保障追加によって新たに変更となった契約のみ法人税基本通達 <9-3-5>、<9-3-5 の 2> が適用となる経理処理の対象となります。)

※ 当社では、保険料や解約払戻金の変動を伴う手続き、ご契約者の変更、その他契約内容のご照会の際に、保険料内訳明細書を発行します。保障追加後の支払保険料については、保険料内訳明細書に記載の「毎回払込む保険料」、「最高解約返戻率」、「タイプ」を参考に経理処理を行ってください。

例 保障追加制度を利用し、入院総合保険を追加した後、年払保険料148万円を支払った。このうち、終身保険の保険料は48万円、介護保障保険の保険料は36万円、入院総合保険の保険料は64万円とする。ただし、入院総合保険の計算上の保険期間*¹は59年6カ月、保険料払込期間は9年6カ月とする。

借方		貸方	
保険料積立金	48万円	当座預金	148万円
定期保険料	36万円		
前払保険料* ²	53.8万円		
医療保険料* ³	10.2万円		

(注) 入院総合保険の保険料払込期間満了後から計算上の保険期間満了日までについては、保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して医療保険料として損金に算入してください。

- * 1 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とします。保障追加制度を利用した場合、保険期間の開始の日が契約内容変更時点となります。計算上の保険期間に年未満の端数が生じる場合は、月単位で計算を行ってください。
- * 2 <前払保険料として資産計上する金額>
 - 経理処理上の当期分保険料
… {32万円+(64万円×9回)}÷59.5年=10.2万円
 - 前払保険料として資産計上する金額
… 64万円-10.2万円=53.8万円
- * 3 <医療保険料として損金算入する金額>
10.2万円

1. 長期定期保険(スーパーフェニックス)を減額した場合

- (1) 「減額した保険金額に見合う前払保険料の資産計上額」*を取崩すとともに、減額による解約払戻金を受入れます。その差額は雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。
- (2) さらに、減額前のご契約に資産計上している前払保険料がある場合、「減額時点での前払保険料(以下、前払保険料A)の累計額」と「契約当初から減額後の保険金額であったと仮定した場合の減額時点での前払保険料(以下、前払保険料B)の累計額」の差額を取崩し、雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

* 減額した保険金額に見合う前払保険料の資産計上額=減額前の前払保険料累計額×減額した保険金額÷減額前の保険金額

例 保険金額5,000万円の長期定期保険(スーパーフェニックス)を3,000万円に減額した。このとき受取った解約払戻金は1,000万円とする。なお、減額前の契約において、減額時点までの期間で資産計上した前払保険料の累計額は2,800万円とし、契約当初から減額後の保険金額であったと仮定した場合の減額時点での前払保険料(前払保険料B)の累計額は1,000万円とする。

借方		貸方	
当座預金	1,000万円	前払保険料	1,800万円
雑損失	800万円		

<(1)の経理処理>

- 減額した保険金額に見合う前払保険料の資産計上額
… 2,800万円×2,000万円÷5,000万円=1,120万円
- 解約払戻金と減額した保険金額に見合う前払保険料の資産計上額の差額
… 1,120万円-1,000万円=120万円

<(2)の経理処理>

- 前払保険料Aの累計額
… 2,800万円-1,120万円=1,680万円
- 前払保険料Aの累計額と前払保険料Bの累計額の差額
… 1,680万円-1,000万円=680万円

<前払保険料の取崩額>

1,120万円+680万円=1,800万円

<雑損失として損金算入する金額>

120万円+680万円=800万円

2. みらいのカタチを減額した場合

減額をした場合は、減額した終身保険(養老保険、年金保険、生存給付金付定期保険または保険期間が終身の新3大疾病保障保険・介護保障保険を含む)の保険金額に見合う保険料積立金の資産計上額を取崩すとともに、減額による解約払戻金を受入れます。その差額は雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

例 保険金5,000万円のみらいのカタチのうち、定期保険(全損タイプ)を2,500万円に、終身保険を500万円にそれぞれ減額した。このとき受取った解約払戻金は380万円とする。なお減額時点での保険料積立金は800万円とする。

借方		貸方	
当座預金	380万円	保険料積立金*	400万円
雑損失	20万円		

* 保険料積立金の取崩額 800万円×500万円/1,000万円=400万円



※ 当社では、保険料や解約払戻金の変動を伴う手続き、ご契約者の変更、その他契約内容のご照会の際に、保険料内訳明細書を発行します。減額後の支払保険料については、保険料内訳明細書に記載の「毎回払込む保険料」、「最高解約返戻率」、「タイプ」を参考に経理処理を行ってください。

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱について

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③過増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障害保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストチーム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

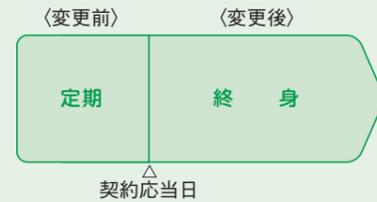
11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

プラン例 <契約形態> 契約者：法人 被保険者：役員・従業員 死亡保険金受取人：法人

<変更前契約> みのりのカタチ【定期保険】
<変更後契約> みのりのカタチ【終身保険】



1. 終身変更制度利用時の経理処理

[変更前契約の全部を変更した場合]

終身変更制度利用時に受取るその時点での解約払戻金については、雑収入として益金に算入してください。

例 定期保険を、保険金額が同額の終身保険に変更した。変更時点での解約払戻金は500万円とする。

	借方	貸方
当座預金	500万円	雑収入
		500万円

※積立配当金については変更後契約へそのまま引継がれますので、配当金積立金についての経理処理は必要ありません。

(注) 変更前契約において前払保険料を資産計上している場合は、変更時に受取るその時点での解約払戻金との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

[変更前契約が入院総合保険・がん医療保険の場合]

保険料払込期間中の解約払戻金がないため、経理処理は必要ありません。

[変更前契約の一部を変更した場合]

変更前契約の一部を変更した場合、変更時点での解約払戻金のうち、終身変更する部分に見合う金額を受取り、雑収入として益金に算入してください。

例 定期保険2,000万円のうち、500万円を終身保険に変更した。変更時点での解約払戻金200万円のうち、終身変更する部分に見合う50万円を受取った。

	借方	貸方
当座預金*	50万円	雑収入
		50万円

* 200万円×50万円/2,000万円=50万円

※積立配当金については変更後契約へそのまま引継がれますので、配当金積立金についての経理処理は必要ありません。



※ 当社では、保険料や解約払戻金の変動を伴う手続き、ご契約者の変更、その他契約内容のご照会の際に、保険料内訳明細書を発行します。終身変更制度利用後の支払保険料については、保険料内訳明細書に記載の「毎回払込む保険料」、「最高解約返戻率」、「タイプ」を参考に経理処理を行ってください。

2. 終身変更制度利用後の経理処理

終身変更制度利用後は、変更後契約の種類に応じて経理処理してください。
なお、変更後契約に係る経理処理は、終身変更時点で適用されている税制に則り行ってください。

<終身変更制度の対象商品>

変更前契約として選択できる保険契約	変更後契約	利用できる変更
<ul style="list-style-type: none"> ●定期保険 ●生存給付金付定期保険 ●新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)(有期) ●身体障がい保障保険 ●介護保障保険(有期) 	●終身保険	各保険契約の全部または一部
<ul style="list-style-type: none"> ●新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)(有期) ●介護保障保険(有期) ●入院総合保険(有期) ●がん医療保険(有期) ●認知症保障保険(有期) 	<ul style="list-style-type: none"> ●新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)(終身) ●介護保障保険(終身) ●入院総合保険(終身) ●がん医療保険(終身) ●認知症保障保険(終身) 	保険契約の全部

※一部取扱いできない場合がございます。

<参考>更新時に保障内容・保障期間を変更した場合の取扱い

更新時に保障内容・保険期間を変更した場合、変更時点で、以後の払込保険料をもとに(最高)解約返戻率・払込保険料総額・解約払戻金相当額を再計算します。

変更以後の払込保険料については、再計算以後のタイプに基づき経理処理を行ってください。

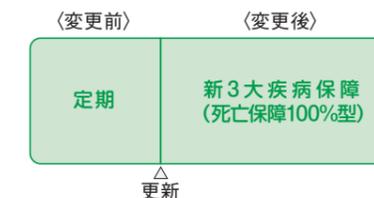
例 定期保険を、保険金額が同額の新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)に変更し更新した。
このとき、変更後契約の月払保険料は20万円、最高解約返戻率55%、保険期間は20年とする。
(保険期間の当初4割相当期間の場合)

	借方	貸方
前払保険料	8万円	当座預金
定期保険料	12万円	20万円

●前払保険料の計上額・・・20万円×4/10=8万円

<変更前契約> みのりのカタチ【定期保険】

<変更後契約> みのりのカタチ【新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)】



※ 2019年7月7日以前のご契約について、2019年7月8日以降に更新をむかえ(変更後のご契約が保険期間が終身の入院総合保険およびがん医療保険については、2019年10月7日以前のご契約について、2019年10月8日以降に更新をむかえたとき)、保障内容・保険期間を変更した場合は上記の取扱いとなります。

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みのりのカタチ【定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障】の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストチーム)の経理処理

1-3. ⑥みのりのカタチ【入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)】の経理処理

1-4. ⑦みのりのカタチ【入院総合・がん医療・認知症保障(終身)】の経理処理

1-5. ⑧みのりのカタチ【生存給付金付定期】の経理処理

2-1. ⑨みのりのカタチ【終身】の経理処理

2-2. ⑩みのりのカタチ【新3大疾病保障(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)】の経理処理

2-3. ⑪みのりのカタチ【養老】の経理処理

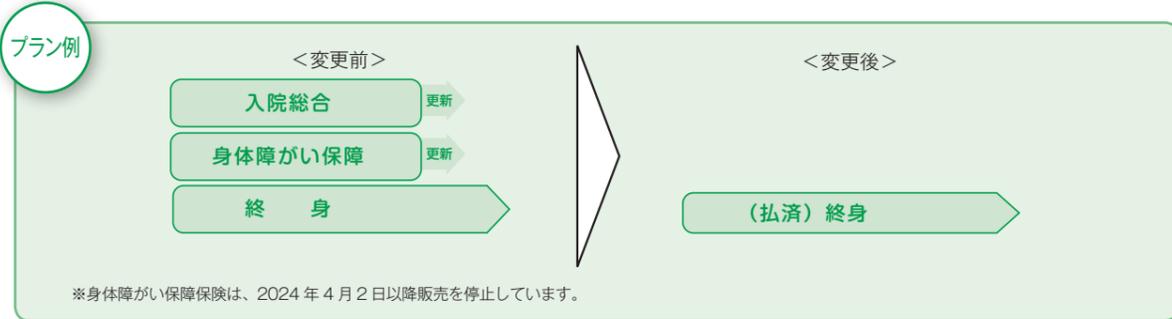
2-4. ⑫みのりのカタチ【年金】の経理処理

2-5. ⑬みのりのカタチ【パッケージプラン】の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエッジ)の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

1. みらいのカタチを払済保険に変更した場合



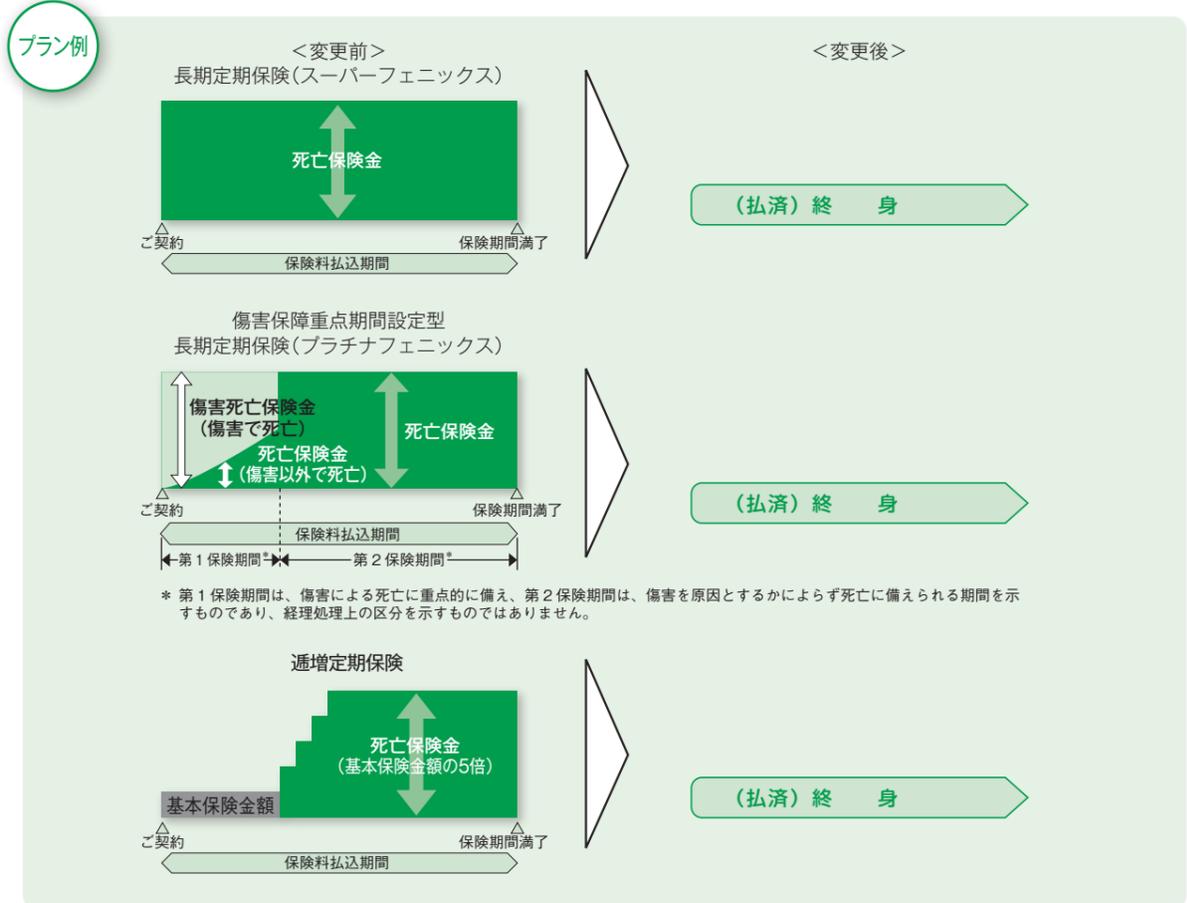
払済保険への変更を行った場合、変更時点における変更前契約の保険料積立金が解約払戻金相当額より少ない場合の差額は、払済保険に変更した日の属する事業年度の雑収入として益金に算入し、変更前契約の保険料積立金が解約払戻金相当額より多い場合の差額は、その事業年度の雑損失として損金に算入してください。

例 みらいのカタチを払済保険に変更した。変更時点の解約払戻金相当額は700万円、保険料積立金は200万円とする。(契約者、死亡保険金受取人が法人、被保険者が役員・従業員の場合)

借方		貸方	
保険料積立金	700万円	保険料積立金	200万円
		雑収入	500万円

※積立配当金については払済保険へそのまま引継がれますので、配当金積立金についての経理処理は必要ありません。

2. 長期定期・傷害保障重点期間設定型長期定期・逓増定期保険を保険料払込済の終身保険に変更した場合



払済保険への変更を行った場合、変更前契約の資産計上額を取崩してください。変更時点の解約払戻金相当額を保険料積立金として資産計上し、変更前契約の資産計上額(取崩額)と変更時点の解約払戻金相当額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 長期定期保険を保険料払込済の終身保険に変更した。変更時点の解約払戻金相当額は1,200万円、前払保険料は800万円とする。(契約者、死亡保険金受取人が法人、被保険者が役員・従業員の場合)

借方		貸方	
保険料積立金	1,200万円	前払保険料	800万円
		雑収入	400万円

※積立配当金については払済後の契約へそのまま引継がれますので、配当金積立金についての経理処理は必要ありません。

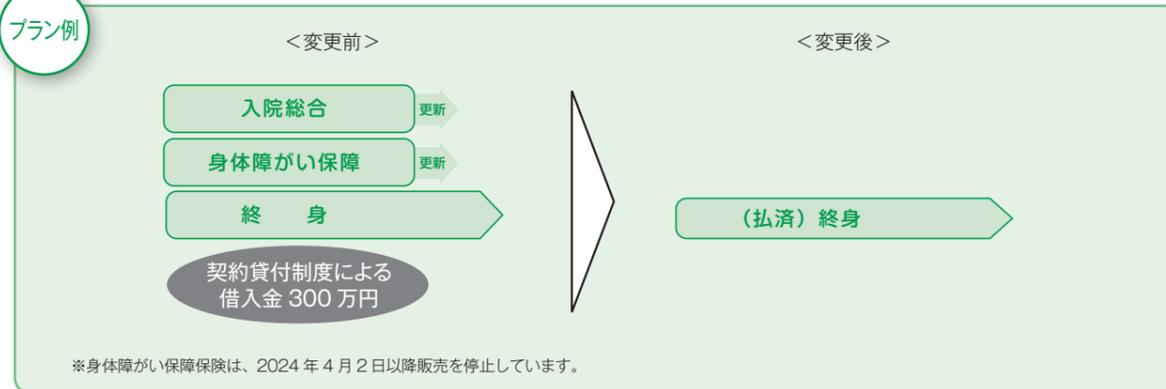
※払済保険金額が、変更前契約の死亡保険金の金額(プラチナフェニックスの第1保険期間中の場合は変更前契約の死亡保険金の金額(=責任準備金額))を超える場合、超える部分に応じた解約払戻金相当額が払戻されます。その場合、借方の勘定科目については、払済保険に持込まれる解約払戻金相当額を「保険料積立金」、死亡保険金の金額を超える部分に応じた解約払戻金相当額を「当座預金」として仕訳します。

- 1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③逓増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理
- 1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理
- 1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理
- 1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理
- 1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理
- 2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理
- 2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障(終身)・介護保障(終身)]の経理処理
- 2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理
- 2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理
- 2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理
- 2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

- 1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達 36-37)
- 2. 契約貸付に関する経理処理
- 3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理
- 4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理
- 5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理
- 6. 保険金額等を減額した場合の経理処理
- 7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理
- 8. 払済保険に変更した場合の経理処理
- 9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理
- 10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理
- 11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

3. 契約貸付制度を利用しているみらいのカタチを払済保険に変更した場合



契約貸付を受けている契約を払済保険に変更した場合、変更時点の借入金と支払利息を解約払戻金相当額と精算した残額は保険料積立金として資産に計上してください。次に、この精算額および資産計上額の合計額と、変更前契約の保険料積立金(取崩額)との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 みらいのカタチを払済保険に変更した。変更時点の解約払戻金相当額(契約貸付精算前)は700万円、保険料積立金は200万円とする。また、契約貸付制度を利用しており、変更時点の借入金は300万円、支払利息が15万円とする。(借入金および支払利息については、解約払戻金相当額と精算してください。)(契約者、死亡保険金受取人が法人、被保険者が役員・従業員の場合)

	借方	貸方	
保険料積立金	385万円	保険料積立金	200万円
借入金	300万円	雑収入	500万円
支払利息	15万円		

※積立配当金については払済保険へそのまま引継がれますので、配当金積立金についての経理処理は必要ありません。

<参考> 払済変更時の経理処理が不要な場合

終身保険・養老保険・年金保険(いずれも定期保険等を組合せて加入していないものに限る)から同種類の払済保険に変更した場合、資産計上額を再評価し、洗替処理するか、保険事故の発生または解約等により契約が終了するまでそのまま計上しておくかを法人の任意で選択することができます。(法人税基本通達9-3-7の2(注)1参照)

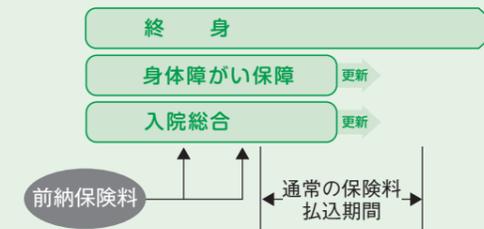
経理処理が不要な場合



※契約日が2022年4月2日以降の年金保険の払済保険への変更はお取り扱いできません。

プラン例

保険料前納制度を利用し、みらいのカタチを契約した場合



※身体障がい保障保険は、2024年4月2日以降販売を停止しています。

契約形態 I 契約者……法人 被保険者……役員・従業員 死亡保険金・給付金受取人……法人

1. 初年度の払込保険料の経理処理

払込保険料のうち、終身保険の保険料は、保険料積立金として資産計上してください。また身体障がい保障保険の保険料については定期保険料として損金に算入してください。入院総合保険の保険料については医療保険料として損金に算入してください。また前納保険料は一旦前払保険料として資産計上してください。

例 初回保険料として185万円を支払った。このうち初年度の終身保険の保険料は10万円、身体障がい保障保険の保険料として3万円、入院総合保険の保険料として2万円、前納保険料は170万円とする。

	借方	貸方	
保険料積立金	10万円	当座預金	185万円
定期保険料	3万円		
医療保険料	2万円		
前払保険料	170万円		

2. 次年度以降の経理処理

「保険料充当のお知らせ」に基づき、保険料充当日前払保険料から当年度充当分を取崩し、それぞれの保険種類に応じて経理処理を行います。あわせて前納保険料残額に対する当年度利息を前払保険料に充当してください。

例 「保険料充当のお知らせ」を受取り、当年度充当分である15万円を前払保険料から取崩した。あわせて前納保険料残額に対する当年度利息(3万円)を受取った。

	借方	貸方	
保険料積立金	10万円	前払保険料	15万円
定期保険料	3万円	雑収入*	3万円
医療保険料	2万円		
前払保険料*	3万円		

*前納保険料残額に対する当年度利息を前払保険料に充当して処理します。

3. 前納期間経過後の経理処理

前納期間経過後は、保険種類に応じて経理処理してください。

(注)『法人税基本通達9-3-5(定期保険及び第三分野保険に係る保険料)』『9-3-5の2(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い)』により経理処理を行い、前納制度を利用して前納金を支払った場合には、各期間の保険料として充当されることとなる部分の額の合計額を分母とし、その合計額に係る解約払戻金相当額を分子として(最高)解約返戻率を計算することとなります。

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・

③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・

身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストターム)
の経理処理

1-3. ⑤みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3
大疾病保障(死亡保障
100%型)(終身)・介護
保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

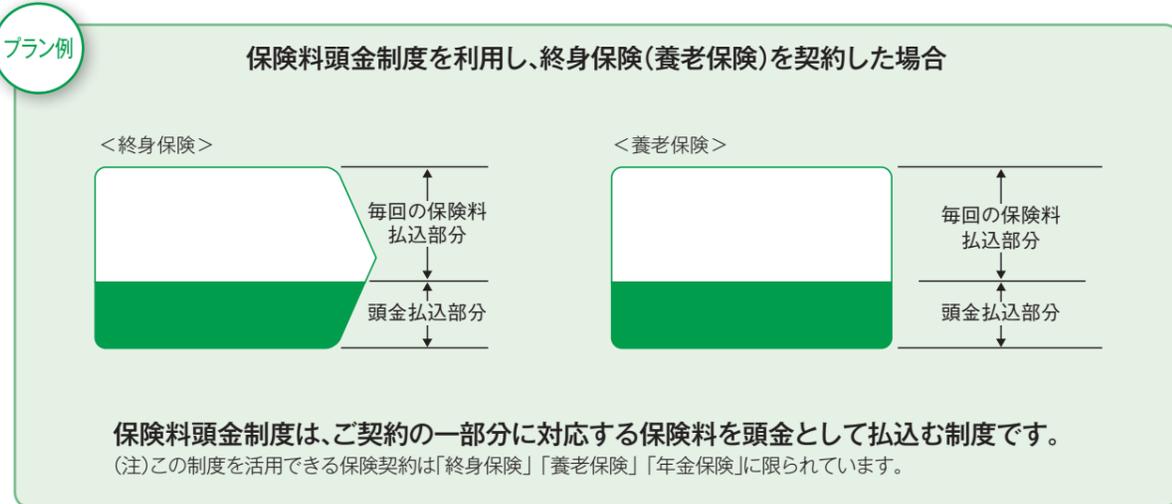
9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理



契約形態 I

契約者	法人
被保険者	役員・従業員
死亡保険金受取人	法人

法人が支払った頭金(一時払保険料)は、保険料積立金として資産計上してください。
また毎回の払込保険料については通常の終身保険・養老保険・年金保険と同様、保険料支払時に保険料積立金として資産計上してください。

例 終身保険の加入時に頭金として150万円を支払った。

頭金部分の経理処理

	借方	貸方
保険料積立金	150万円	当座預金 150万円

例 月払保険料として8万円を支払った。

毎回の払込保険料の経理処理

	借方	貸方
保険料積立金	8万円	当座預金 8万円

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

特別保険料・追加保険料の経理処理

特別保険料・追加保険料が必要となった保険契約に準じて経理処理を行ってください。特別保険料が必要となった保険契約については、特別保険料を含めた支払保険料をもとに最高解約返戻率、資産計上期間、資産取崩期間等を判定のうえ、タイプに応じてP8～P10のとおり経理処理を行ってください。

例 長期定期保険(スーパーフェニックス)に加入し、月払保険料として25万円を支払った。このうち5万円は特別保険料として支払ったとする。なお、このとき最高解約返戻率は72%とする。
(保険期間の当初4割相当期間の場合)

	借方	貸方
前払保険料 定期保険料	15万円 10万円	当座預金 25万円

●前払保険料の計上額・・・25万円×6/10=15万円

例 一時払終身保険(マイステージ)に加入し、一時払保険料として1,050万円を支払った。このうち50万円は追加保険料として支払ったとする。

	借方	貸方
保険料積立金	1,050万円	当座預金 1,050万円

<特別保険料領収法・追加保険料領収法の対象商品>

	対象商品
特別保険料領収法	● みらいのカタチ(年金保険・特定損傷保険・がん医療保険を除く) ● 長期定期保険 ● 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 ● 通増定期保険
追加保険料領収法	● 一時払終身保険 ● 一時払養老保険

※みらいのカタチ(年金保険・特定損傷保険・がん医療保険)・保険料払込免除特約は適用対象外